

グループホーム料金表

各種加算

項目	1日当たりの 単位数	1月当たり (30日)(円)	摘要
初期加算	30	900	入居後30日間に限り算定する1日当たりの料金です。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	90	入居者の総数のうち、認知症の症状が重たい人の占める割合が1/2以上である。且つ、認知症介護実践リーダー研修を修了している者がいる料金です。
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	660	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	その月の所定単位数の合計に、国が定めた率(18.6%)を乗じた額		
医療連携体制加算(Ⅰ)	37	1,110	24時間連絡体制の整った看護師による、日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われ、また重度化した場合の対応及び看取りに関する指針を整備して、その内容を説明したうえで、同意を得ている場合に算定する加算料金です。
医療連携体制加算(Ⅱ)	5	150	医療連携体制加算(Ⅰ)を算定し、なおかつ特定の医療的ケアが必要な方を受けられている場合に算定する加算料金です。
看取り介護加算	72	死亡日以前 31日以上45日以下	医師より回復の見込みがないと診断された入居者の、介護に係る計画が作成され、医師、看護師、介護職員などが共同し、入居者や家族に説明を行い、同意を得て介護が行われた場合に算定する加算料金です。
	144	死亡日以前 4日以上30日以下	
	680	死亡日前日 及び前々日	
	1,280	死亡日	
協力医療機関連携加算		100	協力医療機関との間で、当該入居者等の病歴等の情報の共有を行い、病状の急変時に相談対応を行える状態を確保している場合に算定する加算料金です。
科学的介護推進体制加算		40	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定する料金です。
栄養管理体制加算		30	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導が行われている場合に算定する料金です。
口腔衛生管理体制加算		30	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定する料金です。
		2,210	

その他費用

	1日当たりの 料金	日数	1月当たり (30日)
家賃	2,000	30	60,000
食費	1,450	30	43,500
共通経費	150	30	4,500
光熱水費	400	30	12,000
小計			120,000

※上記に加え、オムツ、福祉用具等、日常生活に必要な物は実費となります。